

医企第 1259 号
令和 8 年 6 月 22 日

県内各病院 管理者 }
県内各有床診療所 管理者 } 殿

神奈川県健康医療局保健医療部長
(公 印 省 略)

「病床数適正化緊急支援事業」の御案内について（通知）

日頃から本県の保健医療行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国の令和 7 年度補正予算により、病床を削減する医療機関に対して給付金を支給する「病床数適正化緊急支援事業」については、令和 8 年 6 月 16 日に厚生労働省が定める申請書類が公表されたところです。

本事業は、病床（一般・療養・精神）削減を行う医療機関を対象として、削減病床 1 床当たり 4,104 千円（休床の場合は 1 床当たり 2,052 千円）を支給するもので、給付金の支給は、国が設立する基金管理団体が行いますが、支給にあたっての申請書類の審査は都道府県が行います。

このため、給付金の支給を希望する医療機関におかれましては、厚生労働省が定める申請書類のほか、神奈川県が定める申請書類を添えて申請いただく必要があります。

つきましては、別紙のとおり本県における申請にあたっての留意事項等をご案内いたしましたのでお知らせします。

なお、本事業は、病床削減を要件とするものであり、地域における医療提供体制に一定の影響を与えることから、申請状況については、申請医療機関別に神奈川県ホームページで公表する予定であることを申し添えます。

問合せ先

一般・療養・精神病床に係る給付金の申請に関すること
医療企画課企画グループ
iryokikaku.x7fj@pref.kanagawa.lg.jp
その他精神病床に関すること
がん・疾病対策課精神医療グループ
hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

神奈川県における「病床数適正化緊急支援事業」の申請にあたっての留意事項等

1 本給付金の対象となる医療機関

- 次のいずれかに該当する神奈川県内に所在する医療機関（病院又は有床診療所）を対象とします。
 - (1) 令和7（2025）年12月16日から令和9（2027）年3月31日までに、対象病床の削減を行う医療機関
 - (2) 「病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出について」（令和7年2月21日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）により、事業計画書を提出し、令和6（2024）年12月17日から令和7（2025）年9月30日までに対象病床の削減を行い、都道府県に病床数の変更に関する届出を行った医療機関
 - (3) 「地域医療構想の取組の推進に向けた調査について」（令和7年8月14日付厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）において、対象病床を削減予定と報告を行い、現に対象病床を削減した医療機関

2 本給付金の対象となる病床

- 本給付金の対象となる病床種別は、一般・療養・精神病床（医療法第30条の4第10項から12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床（以下、「特例病床等」という。）を含む。）です。
- 削減する病床と医療法上の病床種別を同じとする休床中の病床がある場合、休床の病床から申請を行うことが条件です。
なお、「休床」とは、本事業申請時に休棟中の病棟の病床のことをいい、その確認については、直近の病床機能報告等により行う予定です。
- 次の(1)から(10)に該当する病床は対象外です。
 - (1) 産科部門の病床（MFICU等を含む）及び小児科部門の病床（NICU・GCU等を含む）
※ 産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床は除く。
 - (2) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合又は地域医療連携推進法人内の医療機関間で病床を融通した場合、その融通した病床数
 - (3) 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
 - (4) 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
 - (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の3の規定に基づき医療措置協定を締結した医療機関における協定を締結した病床又は協定を締結した病床数が確保できない程度の病床数。ただし、同法第10条に基づく予防計画において確保することとしている協定を締結した病床数が確保できている場合においては、余剰分について削

- 減することは対象とする。
- (6) 特例病床等を有する場合で、休床等により、許可内容の用途で活用していない病床があり、該当の特例病床等の削減を行わない場合、全ての削減した病床数
 - (7) その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
 - ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、宮内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第 13 条第 3 号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
 - イ 放射線治療病室の病床
 - ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
 - エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 16 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第 42 条第 1 項第 1 号又は第 61 条第 1 項第 1 号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）
 - (8) 申請時点において、入院医療の受け入れを行っていない場合、もしくは、削減により入院医療の受け入れを停止する（無床診療所への変更を含む。）場合
 - (9) 令和 9 年 3 月 31 日時点において廃院する予定の場合
 - (10) 「令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越）医療施設等経営強化緊急支援事業」における「2. 病床数適正化支援事業」の支援対象となった病床

3 給付額

- 削減病床 1 床につき 4,104 千円。ただし、削減病床が休床の場合は 1 床につき 2,052 千円。
 - ※ 「休床」とは、本事業申請時（既に削減済みの病床については、病床削減時）に休棟中の病棟の病床をいいます。
- なお、本給付金は、国予算の範囲内で支給されるため、給付金の支給ができない場合があります。

4 地域医療構想調整会議等での共有、県ホームページでの公開

- 「病床削減」は、地域医療に一定の影響を与える事象であることを考慮し、本県ではすべての申請について、その概要を地域医療構想調整会議等で共有するほか、県ホームページで公開します。

※ 「地域医療構想調整会議等」は、神奈川県保健医療計画推進会議並びに各地域の地域医療構想調整会議及び保健医療福祉推進会議を指します。

(1) 地域医療構想調整会議等での共有

- ・ 地域医療構想調整会議等では、申請概要を県にて資料化し、公開議題として、病床削減による「地域の課題」や「今後の役割分担の方向性」等を共有することを目的に協議します。
- ・ 地域医療構想調整会議等では、医療機関からの申請に基づき、県において申請概要を説明します。この際、必要に応じて地域医療構想調整会議等に申請者（申請医療機関の関係者）の出席を求めますので、あらかじめご承知おきください。
- ・ また、次の場合には、病床を削減する前に地域医療構想調整会議等で議論を行うことが支給要件となっていることをあらかじめご承知おきください。
 - ア 現に患者が入院している病床を削減する場合
 - イ 1つの医療機関で病床数を100床以上削減する場合
 - ウ その他、都道府県において議論が必要と認める場合（過去10年間で病床整備事前協議により配分を受けた医療機関が病床を削減する場合、事業承継により引き継いだ病床を削減する場合等）
- ・ なお、本給付金の対象となる病床は、既に削減した病床と今後削減予定の病床です。実際の給付金の支給については、医療機関からの申請後、県が審査のうえ、国に申請することになります。このため、予算の都合等により、支給の対象外となる場合もあることから、特に今後削減予定の病床については、給付金の支給確認後の病床削減をお勧めします。

(2) 県ホームページでの公開

- ・ 県ホームページでは、地域医療構想調整会議等開催前に申請内容の概要を公開するとともに、県から国への申請状況や、削減後の状況など、各時点で、申請状況等の公開を予定しています。
- ・ なお、地域医療構想調整会議等についても、公開で会議を行うため、別途、申請概要や議事録等を県ホームページにて公開することになります。

5 給付金の返還

- 次に該当する場合は、給付金の全額を返還いただくこととなりますので

ご留意ください。

- (1) 支給を受けた日から令和 19 (2037) 年 3 月 31 日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと知事が認める場合

6 申請方法・申請期間

- 国が定める申請書類（別添様式 1、別添様式 2）と本県が定める申請書類（様式 3、様式 4、様式 4-1（別添参照））を本県ホームページ記載の国の申請フォームからご提出ください。
- ※ 本県が定める申請書類の提出については、国の申請フォームの状況により変更する場合がありますので、変更の場合は追って提出方法を御案内します。

<申請期間>

令和 8 年 6 月 23 日から受け付け開始

（申請締切日については、本通知時点では未定のため、本県ホームページをご確認ください。）

<神奈川県における申請はこちらからお願いします>

神奈川県ホームページ「病床数適正化緊急支援事業について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/2026tekiseika.html>

- ※ 国では、予算の範囲内で年度内に複数回の受付を想定していますが、予算には限りがあること、地域医療構想調整会議等での協議を経ることが国への申請の要件になりますので、第 2 回目以降の申請の場合、国への申請要件を満たせない可能性があります。このため、第 1 回締切での申請を考慮いただくよう申し添えます。

7 今後の情報の更新について

- 上記の支給要件等は、本通知発出時におけるものです。今後、別に厚生労働省から指示があった場合も含め、本給付金に関する今後の情報更新は県ホームページにて周知しますので、あらかじめご承知おきください。

神奈川県ホームページ「病床数適正化緊急支援事業について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f6z/2026tekiseika.html>